

鈴鹿都市計画地区計画の決定（鈴鹿市決定）

都市計画地子町地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	地子町地区 地区計画	
位 置	鈴鹿市地子町地内	
面 積	約2.4ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、近鉄鈴鹿線鈴鹿市駅より南西約1.3kmに位置し準用河川を挟んで民間による開発が行われる地区である。</p> <p>そこで、将来予想される河川改修に配慮しつつ水辺空間を活用した地区施設の整備を行うと共に建物の用途・敷地の制限を行い、良好な市街地の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、社会福祉センター、図書館等多くの公共施設が設置されている隣接地域と調和のとれた、地域住民の利便性向上に資する商業・業務地としての土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な市街地の形成と健全な商業・業務地としての土地利用を誘導させるため、建築物の用途、壁面の位置について制限を定める。</p>
	地区施設の整備方針	<p>将来予想される河川改修に配慮し、水辺空間を活用した公共空地を整備する。</p>

2. 地区整備計画

地区の名称		地子町地区
面積		約 2.4 ha
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公共空地 約 4,500 m ²
	建築物等に関する事項 建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m²を超えるもの（作業場の床面積の合計が150 m²を超えない自動車修理工場を除く。） 2. 自動車教習所 3. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの 5. 倉庫業を営む倉庫 6. 床面積の合計が15 m²を超える畜舎
	建築物の壁面の位置の制限	幹線道路（W=16 m）の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0 mとする。
地区計画の対象区域，地区整備計画を定める区域，壁面の位置の制限を行う区域は計画図表示のとおり。		